

平成 26 年 11 月 26 日

各 所 属 長 様

総合政策部長

平成 27 年度予算計画(二次要求)作成について (通知)

平成 27 年度予算編成においては、すでにご案内していますように、実施計画経費などの臨時的な経費については二次要求分として予算計画を作成していただくこととしています。

本日の実施計画の内示を踏まえて、計画を作成するにあたっては、さる 9 月 26 日にお示しました予算編成方針を再度ご確認くださいとともに、以下の事項について留意していただきますようお願いいたします。

本市の財政収支見込みについて

本市の財政状況は、歳入総額に占める市税収入の割合の低下が続く中で、歳出総額に占める義務的経費の割合は依然として高く、財政構造が硬直化している状況です。

現在、中期財政収支計画の見直しを行っているところですが、社会保障費の増加に加えて、公共施設やインフラの改修・長寿命化といった財政需要が本格化していく中、今後も財源不足が続くと見込まれ、平成 27 年度以降も厳しい財政運営となることが想定されます。

したがって、持続可能な財政構造を構築するために、早期の収支均衡に向けて、歳入歳出両面において、より一層の工夫が必要であることを念頭において予算計画を検討してください。

予算計画(二次要求)作成の考え方

二次要求分の予算計画作成にあたっては、予算編成方針で示したとおり、前期基本計画に位置付けた 5 つの「重点プロジェクト」の推進、新たな行政課題への的確な対応とともに、財政健全化に向けた経費節減や歳入確保、効率的な行政サービスの提供に留意して、実施計画で採択された事業の経費についても再度精査のうえ要求してください。

1. より効率的な歳出予算へ

ア) 部・室間の連携の強化

複数の部・室にまたがる課題や影響が及ぶ案件については、事前に関係部・室間で十分な連携・調整を図り、予算計画に反映してください。

イ) 既存事業の見直し、行財政改革の再検討

新規・拡充の予算計画を作成する場合、事業効果・目的などが同じ既存事業について、対費用効果がより小さい、あるいは優先順位が低下する事業については、再度精査し、事業内容の見直しや経費削減を行ってください。

また、予算計画の作成にあたっては、新たに行財政改革として取り組み得る項目が無いか再検討し、新たな取り組み項目が出てきた場合は、経営改革課へ協議してください。

調整に期間を要する項目については、来年度の実施計画・行財政改革の時期を見据えて今から検討を開始してください。

なお、既存事業の見直し、その他の事情により一次要求の差替えを行う場合は、事前に財政室へ調整してください。

2. 歳入の確保

歳入予算の見込みにあたっては、国県の動向などの最新情報を常に把握し、適正な金額を見積もるとともに、国県補助制度や各種団体からの助成金の活用、未利用地の売却や有効活用、広告収入などの新たな収入の創出など、あらゆる歳入確保策を講じてください。

3. 国の補正予算への適切な対応

今後、国においては、経済対策として補正予算の検討を進めることが見込まれます。その動向については、積極的に情報の入手に努め、制度や財源構成をしっかりと把握し、国の補正予算の対象となり得る事業については、当初予算要求から3月補正予算の要求への切替えを検討してください。

4. その他

- ・予算編成システムへの入力期限は12月5日(金)とします。
- ・二次要求分の予算計画にあたっては、原則全ての費目を枠外経費として作成してください。
- ・平成27年10月以降の消費税率は、改定が無いものとして8%で積算してください。

なお、一次要求の枠外予算分の税率については財政室で調整します。

- ・営繕課での改良工事費見積もり結果が、11月28日(金)に各所管部署へ通知される予定です。二次要求にあたっては事業化の必要性を再検討し予算計画へ反映してください。

なお、修繕工事については、例年どおり営繕課と財政室の協議を経て、予算内示において結果をお示しする予定です。